

## 家庭用小売供給契約の料金設定方法・契約期間等報告書

殿

年 月～ 月分

ガス小売事業者名

		1	2	
メニュー名				
供給区域				
適用開始日				
料 金 設 定 方 法	二部料金制			
	最低料金制			
	完全従量料金制			
	定額料金制			
	その他			
	料金設定方法の概要			
原料費調整の有無				
契約事務手数料等	契約事務手数料等の有無			
	契約事務手数料等の金額(円)			
契約期間・違約金等	契約期間			
	違約金等の定めの有無			
	違約金等の金額(円)又はその設定方法			
長期契約割引の内容	長期契約割引の適用の有無			
	割引金額(円／月)			
	長期契約割引の適用に必要となる契約期間			
上記期間内に解約した場合の違約金等の金額(円)又はその設定方法				
その他の割引	長期契約割引以外の割引の金額(円)及びその設定方法			
セット販売	他の製品・サービスの購入を小売供給契約の条件とする			
	契約条項の有無			
	セットで販売される商品・役務			

- 備考 1 契約件数が49以下の料金メニューについては、記載することを要しない。
- 2 契約件数が50以上の料金メニューについて、小売料金メニュー(指定旧供給区域等小売供給メニューを除く。)ごとに記載すること。
- 3 供給区域は、一般ガス導管事業者の供給区域(供給区域内に異なる指定旧供給区域等小売供給約款が定められている場合は、当該供給約款の適用される区域)に基づき記載すること。
- 4 契約金、入会金等の名称を問わず、小売供給を受けるために需要家がガス小売事業者に対して負うことになる金銭的負担(工事費等の実費負担を除く。)は全て契約事務手数料等に含めること。
- 5 違約金、解約金等の名称を問わず、契約期間の途中での解約により需要家がガス小売事業者に対して負うことになる金銭的負担(違約金の支払、預り金の没収等)は全て違約金等に含めること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。